

平成28年9月16日

能美市議会議長
北野 哲 様

いじめ・虐待等社会問題対策特別委員会
委員長 田中 策次郎

いじめ・虐待等社会問題対策特別委員会 行政視察報告書

- 1、期 間；平成28年7月12日（火）・13日（水）
- 2、視察先；① 東京都三鷹市
② 岐阜県可児市
- 3、目 的；いじめ・虐待等の防止対策について
- 4、参加者；田中 策次郎、山本 悟、近藤 啓子、南山 修一、
嵐 昭夫、近藤 博、（随行）荒木学校教育課長

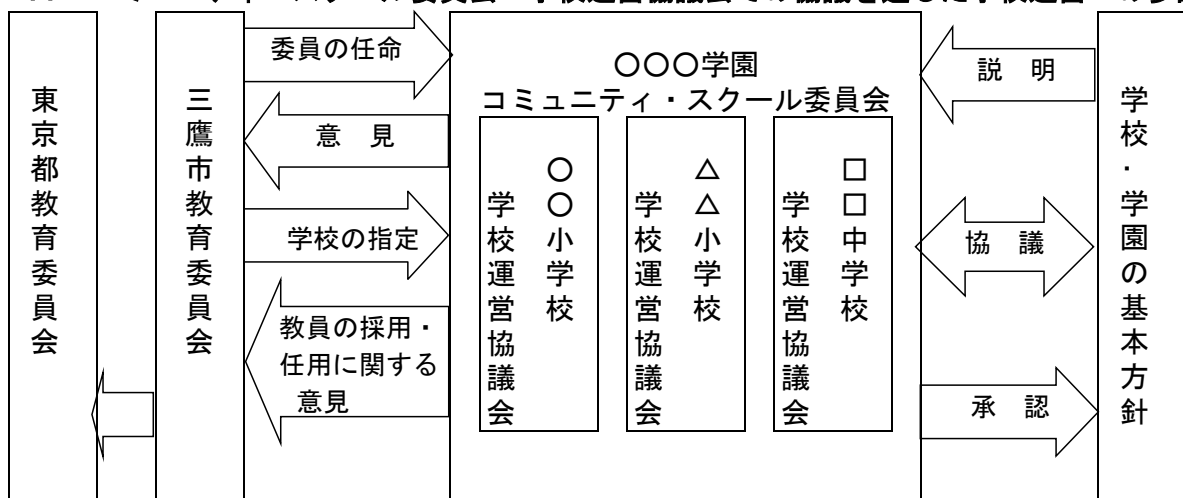
5 視察内容【三鷹市】

（1）コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育

義務教育9年間の教育を、現行の法制度の下で、既存の小中学校を存続させた形で、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を展開している。

①コミュニティ・スクール

A コミュニティ・スクール委員会・学校運営協議会での協議を通じた学校運営への参画



- コミュニティ・スクール委員会（学園 7 校）
 - ・評価部会・支援部会・地域部会・広報部会等の部会設置
 - ・委員がコーディネートして地域の力を学校教育の充実に生かすとともに、地域の活性化に努める
- 学校運営協議会に設置（小学校 15 校、中学校 7 校）
 - （法的権限により）
 - ・校長が作成した教育課程や基本方針等の承認
 - ・学校運営に関して、学校や教育委員会に意見を述べることができる
 - ・教職員の採用・任用に関する意見を述べることができる

B 教育ボランティア等、学校教育への支援による教育活動への参画

- 保護者、地域人材による教育ボランティアが教育活動を支援
- コミュニティ・スクール委員会の部会が支援活動のコーディネート
- 支援内容
 - ・授業での支援や放課後の活動の支援・補助
 - ・学校行事での支援や引率補助
 - ・学校内外の環境整備・安全管理等による支援
 - ・地域での子どもたちの活動のコーディネート

②小・中一貫教育

義務教育 9 年間の教育を

①現行の法制度の下で、 ②既存の小学校・中学校を存続させた形で、
 ③コミュニティ・スクールを基盤として、 ④小中一貫カリキュラムに基づき、
 系統性と連続性を重視して行い、児童生徒に「人間力」と「社会力」を培う。

- ・系統性・連続性を重視した義務教育 9 年間の指導に責任をもち、学園内の小中学校間の一貫した指導と交流を通して、一体感のある学園としての教育を推進

A 小中一貫カリキュラム

- 一貫カリキュラムの編成の中で、児童・生徒の発達段階に応じて、各段階において重点化すべき学習のねらいを明確化
- 9 年間を通した各学年間の接続として、各学年でのつまずきを無くし、学習内容の確実な定着を図る

B 兼務発令・相互乗り入れ授業

- 小学校の教員も中学校の教員も児童・生徒の義務教育 9 年間の教育を「本務として」責任をもって行えるよう、全ての教員が学園の小・中学校両方の教員として東京都教育委員会から「兼務発令」されている

(2) 小中一貫校一覧

◇ 施設分離型による小中一貫校

- ・市内の 15 小学校と 7 中学校を、中学校区毎に一貫校としている

学園名	小学校	中学校
連雀学園	第四小学校、第六小学校、南浦小学校	第一中学校
にしみたか学園	第二小学校、井口小学校	第二中学校
三鷹の森学園	第五小学校、高山小学校	第三中学校
三鷹中央学園	第三小学校、第七小学校	第四中学校
鷹南学園	中原小学校、東台小学校	第五中学校
東三鷹学園	第一小学校、北野小学校	第六中学校
おおさわ学園	大沢台小学校、羽沢小学校	第七中学校

◇ 住所地により通学区域を設けて、就学すべき学校を指定している。

- ・指定校以外の学校への就学を希望する場合は、教育委員会が定めた基準に照らし、学校の変更が相当と認められ、受け入れる学校に支障がない場合に限り、指定校の変更が承認される

◇ 学校自由選択制は実施しない。

- ・質の高い教育をどの学校においても保証する（義務教育 9 年間に責任をもつ）
- ・地域全体で『共に』子どもを育てる

(3) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の成果

- ・教員同士の相互理解が促進され、協力し合う姿勢が定着
- ・教員の授業交流が児童生徒の安心感をもたらし、学習意欲が向上
- ・児童生徒の交流は、思いやりの心など豊かな人間性を育む
- ・学校間の交流は、生徒に自己有用感を、児童に中学校への期待を持たせている
- ・保護者・地域の学校への理解が進み、教育活動への協力体制が広がる
- ・地域団体の行事への児童生徒・教員の参加が増え、地域の学校としての存在感が増した。
- ・学力向上（三鷹市学習到達度調査結果において、平均正答率の向上）
- ・中学生の不登校出現率の減少
- ・中学校入学時の学級編制を人間関係を考慮し、小学校担任が実施しており、中 1 ギャップの解消の一助となっている。

(4) いじめ防止の取組

①基本的な考え方

◇ 条例制定の目的

法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等について、児童等の生命及び心身の保護、児童等のいじめ解決に向けた児童等自らの主体的な取り組み、学校全体での組織的な取り組み、社会全体でのいじめの問題の克服を基本理念として、市、教育委員会、学校、教職員、保護者等のそれぞれの責務を明らかにするとともに、三鷹市のいじめ防止等対策を推進するための組織の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

◇ 各主体の責務

- ・市…いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する責務
- ・市教育委員会…市立小中学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務
- ・学校・教職員…学校におけるいじめの未然防止及び早期発見、いじめ問題へ適切かつ迅速に対処する責務
- ・保護者…家庭における規範意識を養う責務、子どもたちをいじめから保護する責務、市及び学校のいじめ防止等の措置に協力する責務

◇ 「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」の策定

いじめの防止等の取り組みを三鷹市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱とし、コミュニティ・スクールを基盤とした三鷹市立小・中一貫教育校（学園）で、義務教育9年間を通して、学園、学校が主体となって、家庭や地域コミュニティとの十分な連携のもとに、いじめの防止等の対策を推進していく方針を策定します。

◇ いじめ防止等対策を推進するための組織の設置

A 「三鷹市いじめ問題対策協議会」（市教育委員会の附属機関）の設置

【機能】

- 教育委員会の諮問に応じ、調査・審議と教育委員会への結果の報告
 - ・いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
 - ・学校における重大な事態が発生した場合の調査
 - ・その他いじめ防止等に必要な事項

【構成】

- 学校教育に関する学識経験者、法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、三鷹警察署、杉並児童相談所、その他の関係者等

B 「三鷹市いじめ問題調査委員会」（市長の附属機関）の設置

【機能】

- 三鷹市立小中学校でいじめ自殺等の重大事態が発生し、教育委員会の調査に再調査の必要があると市長が認めた場合の調査

【構成】

- 学識経験者、法律、医学、心理、福祉等の専門家

②その他の取組

◇ いじめ防止対策推進リーフレットの作成

いじめを見逃さないチェックリスト、電話相談窓口の案内

③成果

- ・いじめの認知件数は減少していないが、解消していくことが大切であると考えている。
- ・毎月、各学校に対して認知件数と解消件数を報告するシステムが機能している。
- ・各学校は、いじめ問題に関する児童生徒主体の取組を推進しており、有効に働いている。

3 視察内容【可児市】

(1) いじめ防止の取組

①経過

H22. 11	市長公約 いじめ条例制定
H23. 2	NPO法人主催「いじめ・不登校徹底討論会」に市長参加
H23. 4	いじめ防止第三者機関検討委員会設置（検討開始）
H24. 4	いじめ防止専門委員会事務局立ち上げ（人づくり課）
H24. 9	条例案を議会に上程
H24. 10	条例施行
H25. 12	条例一部改正

②制定趣旨

子どもに対するいじめの防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的として、制定する。

③主な内容

- 市・学校・保護者・市民など関係者の責務を位置づけ、社会全体でいじめを防止して、子どもが健やかに育つ環境を実現するという市の姿勢を明らかにする。
- 市や学校の取組、いじめ防止専門委員会の設置とその権限などを位置づけ、具体的ないじめ防止や解決のための方策を明らかにする。

④特徴

- 子どものいじめ防止に特化した条例
- いじめ防止専門委員会を常設する（委員は非常勤）
- 所管は市長部局
 - ・いじめをなくし、子どもが健やかに成長できる環境をつくることは、社会全体の課題であり、最終的には市長の責任である
 - ・いじめの背景には、社会や家庭の問題など学校以外の要因があり、学校現場だけでなく、幅広く取り組んでいく必要がある

⑤効果

- 学校とは別の第三者的な立場の関わり
- 外部の専門家の力
 - ・子どもや保護者の学校以外での新しい相談先
 - ・学校だけでは困難なケース等に対し、助言や支援が受けられる
 - ・学校と家庭のパイプ役となる

⑥今後の課題

- 学校との連携強化
- 市民みんなで取り組む機運づくり
- 「いじめ防止専門委員会」の活用

⑦平成 26・27 年度の取組

- ・広報に、いじめ防止専門委員会の活動報告を記載
- ・尾木直樹（特別顧問）氏が市内 4 小学校を訪問、市民講演会の開催
- ・いじめ防止協力事業所の紹介開始
- ・いじめ防止パンフレットの改訂（外国語版の配付）
- ・いじめ防止協力事業所への訪問

(2) 児童虐待の取組 (子ども課)

(子ども・子育て支援事業計画)

「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」の推進について

①子ども・子育て支援の取組

市は、子育ては子どもが生まれてから始まるのではなく、お腹の中に宿ったとき（マイナス 10 カ月）からすでに始まっていることに重点を置き、そのときから子どもと子育て家庭が地域・社会とつながり、子育ての大切さを学び、みんなで子育てに関わっていく取り組みを推進していきます。

より多くの市民の皆さんが、子ども・子育てに積極的に関わっていく意識を持ち、子育てのしやすい地域づくりを目指しましょう。また、こうした子育てを通して、“自分自身を認めてあげること、相手の気持ちを思いやること、地域で支え合うこと”を大切にでき、いつまでも健康でいられる成人に育てていきましょう。

“ マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て ” とは

- ・ マイナス10カ月 = 子育ての出発点
- ・ つなぐ（公助） = 子育て家庭が孤立しないために子育て家庭と子育て支援サービスをつなぐこと、子どもの育ちと学びの流れをつなぐこと
- ・ まなぶ（自助） = 親の子育て力アップのため、子育ての大切さやノウハウを学ぶこと
- ・ かかわる（共助） = 地域全体で子どもと子育てに関わること

○つなぐ（公助）

「子育て家庭と子育て支援サービスをつなぐ」

- ・ 母子健康手帳交付から始まる子育て支援
- ・ 子育ての役立つ情報発信
- ・ 問題の早期発見・切れ目のない支援
- ・ 身近な相談の場づくり

「子どもの育ちと学びの流れをつなぐ」

- ・ 小1プロブレムへの対応
- ・ 外国人の就園就学支援
- ・ S S WやS Cなど専門職による支援
- ・ いじめの防止
- ・ コミュニケーション能力の向上
- ・ 誇りづくり

○まなぶ（自助）

「子育ての大切さやノウハウを学ぶ」

- ・ 子育て講座の開催
- ・ 絵本の読み聞かせ
- ・ 乳幼児学級・家庭教育学級の拡充
- ・ 未来の親づくり
- ・ マイナス 10 カ月の健康づくり

○かかわる（共助）

「地域みんなで子ども・子育てに関わる」

- ・ 地域の子ども・子育て応援運動の展開
- ・ N P O、ボランティア活動の充実
- ・ 地域で取り組むいじめ防止
- ・ 子ども会の充実
- ・ 子どもの居場所づくり

②推進体制

○子ども・子育て会議の実施

○庁内における推進体制

○地域との連携による推進体制